

支
部
報
告

福岡支部の歩み



中央大学法曹会福岡支部長

湯川久子

昭和二六年、中央大学法曹会が創設されたという。私はその年の三月、法学部（旧制）を卒業した。卒後五〇年、すでに彼岸へ旅立った人、病に伏している人、まだ若々しく活躍している人等さまざまながら、もはや人生の最終章にきているようだった。中大法曹会は、その五〇年間、東京都内の法曹で順次引き継がれていたのである。

だが、司法制度改革による法曹人口の増加、そのための法科大学院（ロースクール）開設、国家試験に挑戦する学生の研究塔「炎の塔」の建設は、中央大学の浮沈に関わることだった。「法科の中大」で名を馳せた大学の正念場に思われた。全国の中大法曹に知らせるべきと、支部結成の呼びかけがなされた。

平成一三年、大阪、名古屋、札幌、仙台、四国が設立したことを知り、福岡も動き出した。発起人と

して、弁護士一七名、検察官一名、公証人一名の賛同を得た後、福岡地区在住の中大出身の法曹全員へ、福岡支部創立総会の開催を通知した。

平成一三年七月二七日（金）福岡市内「山の上ホテル」で中央大学法曹会福岡支部創立総会が開催された。

大学から阿部三郎理事長、中大法曹会から松家里明幹事長、山本隆幸機構改革実行特別委員会委員長、大高満範同委員長代行が出席された。地元福岡は、飯田惟道福岡高検検事長をはじめ、県内の検察官、弁護士、公証人、修習生ら三一名が参加。当時福岡県内の中大法曹は、弁護士七七名、裁判官四名、検察官一名、公証人一名の計九三名であったから、約三割が参加したことになる。

阿部理事長から、国際的にも存在感のある大学にするため努力していること、松家幹事長から、国家試験受験のための研究塔「炎の塔」の建設着工が間近いこと等の挨拶並びに報告を受けた。支部役員の選出では、支部長湯川久子、副支部長加藤達夫（福岡）、堺紀文（久留米）、島内正人（小倉）、坂本安正（公証人）、他に連絡担当幹事一名、幹事五名、監事二名が選ばれた。総会後懇親会が行われた。

平成一三年九月二五日（火）弁護士会館「クレオ」で中央大学法曹会五〇周年記念式典が盛大に挙行された。福岡支部から湯川支部長が出席、祝辞を述べた。

平成一四年五月一五日（水）「東京会館」で平成一四年度中央大学法曹会定時総会が開催された。福岡支部から吉田保徳連絡担当幹事が出席、祝辞を述べた。

平成一四年七月一九日（金）福岡市内「山の上ホテル」で中央大学法曹会福岡支部第二回定期総会が

開催された。今回も本部から松家幹事長、山本委員長、大高委員長代行が出席され、「炎の塔」の竣工と、寄付の依頼・募金に関しての報告がなされた。その後講演「国際養子縁組こぼれ話」(三〇分)講師湯川久子。今回地元福岡は、一九名の出席で去年より少なかったが、巧みな司会進行により、自己紹介などでゆっくり寛ぐことができ、又素人写真ながら出席の記念もできて好評だった。

平成一四年一月、中央大学創立一二五周年記念プロジェクト推進本部から、福岡支部会員各位へ、「寄付申込書」、本部作成の寄付金額(目安)の一覧表を参考にして作成した「福岡支部会員の募金基準表」、支部会員の住所録及び湯川支部長の「炎の塔」への寄付のお願いの手紙を同封して送付した。福岡支部会員は、一応基準表にしたがって随時寄付している模様である。

平成一五年一月三一日(金)中大卒の司法修習生歓迎会を福岡市天神割烹「よし田」で開催、弁護士九名が参加、先輩と杯を酌み交わすことができた。と修習生から喜ばれた。

この他随時役員会を開き、協議しながら運営している。

「法曹会福岡支部」は設立して僅か二年であるが、私が福岡市で弁護士を開業した昭和三二年当時、中大卒の弁護士吉田勇三郎、江口繁、辻丸勇次、荒木新一、山中唯二、高良一男氏(何れも故人)が活躍されていた。一人を除き全員福岡県弁護士会長になられた。その後加藤達夫、徳永賢一、荒木邦一氏(故人)がなられたが、後はまだ出ていない。

ところで福岡の法曹は、すでに全員「中央大学学会福岡支部」に所属していることを特記しなければならぬ。

学員会福岡支部の創立は、正式には昭和三五年三月一日、中大学員会福岡支部規約が実施された時と考へていいと思う。その時の学員会福岡支部長は、実業界から、著名な田中丑之助氏が、次いで瓦林潔氏、開克敏氏（何れも故人）、現在杉浦博夫氏と皆錚々たる方ばかりである。弁護士は副支部長に湯川久子、加藤達夫、副幹事長に吉田保徳、学員副部長に伊達健太郎、法律相談部長に岡崎信介、同副部長に野田部哲也、進路相談副部長に市丸信敏が入っている。毎年夏総会が開かれ百名近い参加がある。今年第四回。

その他中大教授の講演会、学員力士の応援会、新年会等随時開かれている。支部長の人望、有能な幹事長の支え、学員の母校愛と友情の繋がりのおかげで福岡支部は活発だ。私ども法曹は、もっと積極的に母校や後輩のため努力しなければならないように思う。能楽の大成者世阿弥は六百年前「命には終わりあり。能には果てあるべからず」と能の命を見通しているが「命には終わりあり。中央大学は果てあるべからず」といきたいものである。



中央大学法曹会大阪支部の 活動について

連絡担当幹事 友 添 郁 夫

一 中央大学法曹会の御支援により、平成一三年二月一六日、中央大学法曹会幹事長・中央大学理事松家里明先生、中央大学法曹会機構改革実行特別委員会以下機構改革実行特別委員会という委員長大高満範先生をお迎えして、五〇名の出席を得て、帝国ホテル大阪において、中央大学法曹会大阪分会の創立総会が開催されました。

発起人代表杉島貞次郎先生の挨拶に引き続き、津田禎三先生が仮議長に選出され、中央大学法曹会大阪分会会則を承認可決のうえ、役員が選任されました。

役員については、「中大法曹No.一八」大高満範先生の機構改革実行特別委員会活動報告のとおりです。

次いで、御来賓松家里明先生から中央大学の近況等について御説明を頂戴いたしました。

そして、御来賓大高満範先生から機構改革実行特別委員会の活動状況及び各分会の活動状況について御報告を頂戴いたしました。

二 平成一三年一〇月一二日、帝国ホテル大阪において、懇親会を開催いたしました。

出席者は二五名でしたが、出席者全員が自己紹介のうえ和気藹々で同窓生の懇親を深めました。

三 平成一四年六月一四日、中央大学法曹会幹事長松家里明先生、機構改革実行特別委員会委員長山本隆幸先生、同委員長代行大高満範先生をお迎えして、第一回定時総会を開催いたしました。

出席者は二五名でした。

この総会において、中央大学法曹会大阪分会を中央大学法曹会大阪支部と改称し、会員資格を大阪高等裁判所管内に住所又は勤務場所を有する者に拡大することを内定し、次回総会で会則の改訂手続を執ることに致しました。

御来賓松家里明先生から中央大学の近況・中央大学創立一二五周年記念事業等について詳しく御説明を頂戴いたしました。

そして、御来賓山本隆幸先生・同大高満範先生から、中央大学法曹会の活動状況等について御報告を頂戴しました。

次いで、会員の田中豊先生が同年春の生存者受勲で勲二等瑞宝章を御受章なさいましたので、お祝いを申し上げ、田中豊先生からお礼の御挨拶を頂戴いたしました。

四 中央大学法曹会大阪分会設立当時の会員は、判事・判事補九名、検事六名、公証人三名、弁護士九

八名の合計一一六名でした。

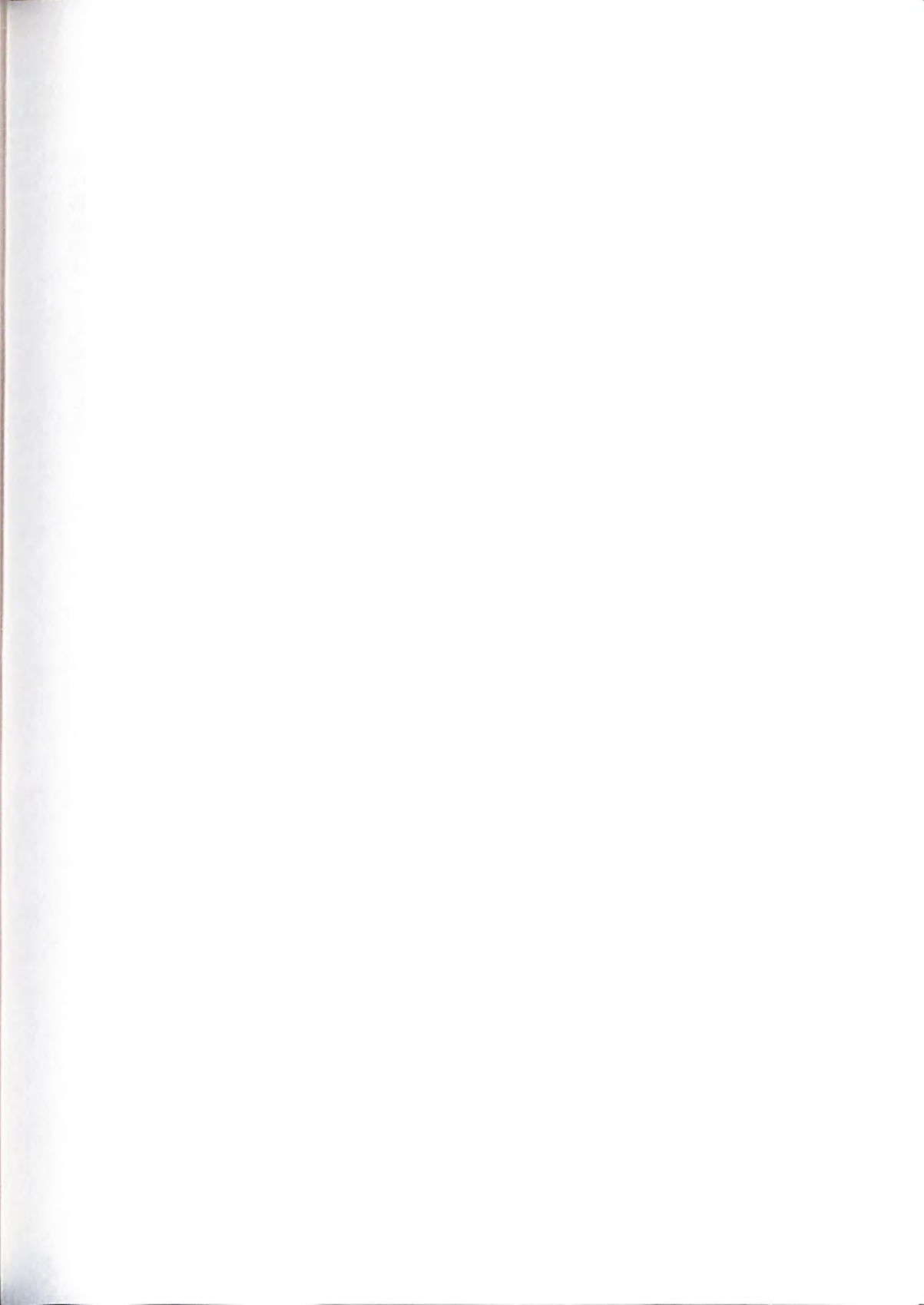
設立当時判明していた大阪弁護士会所属の中央大学出身の弁護士は一六九名であるところ、九八名の方が入会されました。

その頃、大阪弁護士会に登録されていた弁護士は約二六〇〇名弱でしたので、大阪弁護士会所属の中央大学出身の弁護士は極めて少なく、その後の入会者も微々たるものです。

中央大学法曹会の御尽力によって「炎の塔」が完成し、又中央大学ロースクールの開校が間近になり、今後益々中央大学出身の法曹人口が増加し、関西地方の弁護士会にも登録者が増えることを期待しています。

五 中央大学法曹会大阪支部の活動は未だ活発とはいえませんが、会員各位の協力を得て、中央大学法曹会大阪支部の活性化に努める所存でございます。

中央大学法曹会におかれましては、今後益々中央大学法曹会大阪支部の発展にご協力を賜りたくお願い申し上げます。



委員會報告

人事委員会活動報告

人事委員会委員長

猪股喜蔵

当委員会の平成一三・一四年度の活動について、以下のとおりご報告申し上げます。

一 委員

委員長

猪股喜蔵（東弁）

委員長代行

及川昭二（東弁）

委員

才口千晴（東弁）

横山 昭（東弁）

川村延彦（一弁）

森田昌昭（一弁）

石井芳夫（二弁）

村山芳朗（二弁）

橋本和夫（裁判）

寺尾 洋(裁判)	
牧野 忠(検察)	平成一四年 三月三日まで
千葉雄一郎(検察)	平成一四年 四月一日から

二 平成一三年度の活動

1 開催日

第一回	平成一三年 七月三〇日 正午
第二回	同 年 一月二二日 正午
第三回	平成一四年 一月二五日 正午
第四回	同 年 二月二七日 正午
第五回	同 年 三月二六日 正午
第六回	同 年 五月九日 正午

2 決定事項

①法職講座運営委員会委員推薦

市 毛 由美子(二弁)

②法人理事・監事候補者推薦

理事 阿 部 三 郎(理事長候補)(東弁)

及川 昭二（東弁）
 山崎 源三（一弁）
 田宮 甫（二弁）
 白井 正明（東弁）

③ 法人理事・監事選考委員会委員推薦

猪股 喜蔵（東弁）
 大高 満範（東弁）
 松家 里明（一弁）
 村山 芳朗（二弁）

④ 法人選任評議員候補者推薦

（東弁） 1 猪股 喜蔵（再任）

2 岸 巖（再任）

3 大高 満範（再任）

4 才口 千晴（再任）

5 金澤 恭男（新任）

（一弁） 1 松家 里明（再任）

2 山本 隆幸（新任）

(二弁) 1 鈴木 誠(新任)

2 千葉 昭雄(新任)

⑤選任評議員候補者推薦委員会(学員会) 委員推薦

及川 昭二(東弁)

石渡 光一(東弁)

柳沢 義信(一弁)

川村 延彦(一弁)

中津 靖夫(二弁)

⑥多摩学生研究棟運営委員会委員推薦

松 家 里 明(一弁)

三 平成一四年度の活動

1 開催日

第一回 平成一四年 七月一八日 正午

第二回 同 年一月二九日 正午

第三回 平成一五年 二月二七日 正午

第四回 同 年 三月三一日 一二時三〇分

第五回 同 年 四月二八日

2 決定事項

①法人評議員選考委員会委員推薦

横山 昭(東弁)

深澤 守(一弁)

中津靖夫(二弁)

②(財)白門奨学会理事・監事推薦

理事 中津靖夫(二弁)(再任)

監事 山崎源三(一弁)(再任)

③学員会財政問題検討委員会委員推薦

白井正明(東弁)

柳沢義信(一弁)

④総長選考委員会委員推薦

大高満範(東弁) 紺野 稔(東弁)

横山 昭(東弁) 松家里明(一弁)

中津靖夫(二弁) 村山芳朗(二弁)

杉山英巳(公証人)

⑤ ロースクール進学特別委員会委員推薦

松 家 里 明（一弁）

奈 良 道 博（一弁）

⑥ 現行司法試験対策特別委員会委員推薦

市 毛 由美子（二弁）

鈴 木 猛 秋（二弁）

⑦ 多摩学生研究棟運営委員会委員推薦

松 家 里 明（一弁）（再任）

⑧ 法人評議員会正副議長候補者推薦

松 家 里 明（一弁）

⑨ 法人評議員会正副議長選考委員会委員推薦

大 高 満 範（東弁）

⑩ 選任評議員推薦枠・数検討委員会（学員会）委員推薦

田 宮 甫（二弁）

⑪ 選任評議員候補者推薦委員会（学員会）委員推薦

大 高 満 範（東弁） 及 川 昭 二（東弁）

坂 卷 國 男（東弁） 奈 良 道 博（一弁）

⑫選任評議員候補者推薦

栃木 敏明 (二弁)

(東弁) 石渡 光一 (新任)

金澤 恭男 (再任)

岸 巖 (再任)

坂卷 國男 (新任)

御園 堅治 (新任)

横山 昭 (再任)

(一弁) 丹羽 健介 (新任)

松家 里明 (再任)

(二弁) 今中 美耶子 (新任)

千葉 昭雄 (再任)

中津 靖夫 (再任)

法職教育検討委員会活動報告書

法職教育検討委員会委員長

向 井 惣太郎

一、法廷見学会

(一) 実施日時及び参加者

・平成一三年一月五日

学生(六四名)、中大事務局(三名)、引率弁護士(八名) 計七五名

・平成一四年七月八日

学生(三六名)、中大事務局(五名)、引率弁護士(八名) 計四九名

・平成一四年一月五日

学生(四九名)、中大事務局(四名)、引率弁護士(八名) 計六一名

いずれも、実施日は、平日で且つ大学の授業のない大学創立記念日または白門祭の代休日として

おります。

(二) 費用

講評用会議室使用料は、大学にご負担いただき、その他昼食代等を中央大学法曹会予算から支出しました。なお、この他に、参加した学生には、法学部事務室から一人一律金二〇〇〇円が交通費等の補助として支給されております。

(三) 評価と課題

法廷見学会は、参加者した学生から高い評価を得ており、法律学の勉強、ひいては、法曹を志望することに対して、大きな動機付けとなっております。この法廷見学会をきっかけに、一人で裁判の傍聴をし、勉学に役立てている学生や、法曹志望を決意し又は強固にした学生が少なからず存在します。また、後記の司法演習において、この法曹会主催の法廷見学会での体験を、ゼミに利用されている講師もおられます。

大学当局も、参加者のアンケートなどから、この企画を評価しており、今後も継続されたいとの強い要請をいただいております。

課題としては、参加を希望する学生が多いのに、東京地裁の「傍聴に適する事件」に限度があることと、引率弁護士の手配が難しいことから、結局参加者を六〇名程度に限定せざるを得ないことが、いかにも残念です。

二、司法演習の講師の推薦

(一) 司法演習とは

司法演習は、中央大学法曹会の発案により、平成五年度から開始された大学の正規の講座です。一年次の後期と二年次の前期後期に、少人数制のゼミ形式で行われ、各期二単位の認定及び成績の評価が行われます。

(二) 司法演習の講師

司法演習の講師は、発足当初から中央大学法曹会が推薦し、大学当局が任命することが慣例になっています。

(三) 平成一四年度及び一五年度の講師

別紙のとおり司法演習の講師の推薦を行いました。快くご就任をご承諾いただきました会員各位には、心より御礼を申し上げ、また、ご退任されました会員各位には、長年のご努力に厚く御礼申し上げます。

(四) 司法演習の評価と成果

法学部事務室では、司法演習を受講した学生全員に対しアンケートを採っておりますが、講師によって多少の違いはあるものの、全体としては、極めて高い評価を得ているようです。

ちなみに、司法演習の受講者からは、毎年相当数の司法試験合格が出ております。その実績は、平成一二年度司法試験合格者一〇二名のうち司法演習受講者が五二名、平成一三年度司法試験合格

者七六名のうち司法演習受講者が三九名、平成一四年度司法試験合格者一〇五名のうち司法演習受講者が五三名と、平成五年開講以来七年で、司法演習受講者が実に合格者の過半数を超え、以後継続しているという結果となりました。

(五) 課題

年々、必要とされる人数の講師を確保することが困難になってきております。そのため、一、二年生は、希望しても抽選に外れ、司法演習をとれない者も多数おります。

その原因としては、まず、校舎が遠隔地であることが挙げられます。若い法曹、特に勤務弁護士にとっては、八王子までの距離・時間は最大の障害になっております。

次に、講師の謝礼があまりにも低額であり（現状は、一ヶ月二万六〇〇〇円ないし三万二〇〇〇円で、その準備と移動時間を考慮すれば、正味時給一〇〇〇円程度）、多くの司法演習の講師は、コンパや事務所訪問で金銭的負担をしており、結局相当額の持ち出しになっています。この点について、今年度、法学部事務室に対し改善方の申し入れをしましたが、各講師の時間的金銭的犠牲の大きさは十二分に理解を頂きながらも、大学の機構上、他の講師と差をつけるわけにはいかず、法学部事務室のレベルではこの問題の解決は無理とのことでした。

また、報酬以外の待遇にも、魅力がないことが挙げられています。専用の講師研究室、資料・図書の利用関する便宜、専属スタッフ・秘書などの用意があると、もっと講師が確保しやすくなると思われます。

平成14年度		期
1	石井 芳光	17
2	曾田 多賀	19
3	清水紀代志	21
4	杉井 静子	21
5	村田 裕	21
6	川村 延彦	22
7	御園 賢治	23
8	山田 忠男	23
9	柳川 恒子	25
10	篠原 由宏	26
11	羽成 守	28
12	青木 康國	29
13	田中 茂	29
14	元木 徹	29
15	寺島 秀昭	30
16	塚越 豊	31
17	山崎 司平	31
18	山本 卓也	31
19	大森八十香	33
20	宮崎万寿夫	34
21	溝口 敬人	35
22	遠藤常二郎	39
23	川崎 直人	39
24	釘澤 知雄	39
25	草薙 一郎	39
26	寺本 吉男	39
27	土井 隆	39
28	萩原 恵子	39
29	平手 啓一	39
30	翁川 雄一	40
31	伯母 治之	40
32	澤野 忠	40
33	高岡 信男	40
34	市毛由美子	41
35	志賀 剛一	41
36	鈴木 和憲	41
37	立石 英生	41
38	八木 清文	41
39	井手 慶祐	42
40	海老原 覚	44
41	藤原 力	44
42	松江 仁美	45
43	真野 文恵	45
44	御宿 哲也	45
45	小川 恵司	46
46	佐々木健二	46
47	田中 宏	46
48	谷村 正人	46
49	戸塚 晃	46
50	木内 秀行	47
51	佐藤 智香	49
52	葭葉 裕子	49
53	野田 幸裕	51

平成15年度		期
1	杉井 静子	21
2	村田 裕	21
3	御園 賢治	23
4	柳川 恒子	25
5	羽成 守	28
6	青木 康國	29
7	福嶋 弘榮	29
8	寺島 秀昭	30
9	塚越 豊	31
10	山崎 司平	31
11	山本 卓也	31
12	大森八十香	33
13	宮崎万寿夫	34
14	溝口 敬人	35
15	伊達 俊二	36
16	遠藤常二郎	39
17	川崎 直人	39
18	釘澤 知雄	39
19	草薙 一郎	39
20	寺本 吉男	39
21	土井 隆	39
22	萩原 恵子	39
23	翁川 雄一	40
24	澤野 忠	40
25	鈴木 和憲	41
26	住川 洋英	41
27	井手 慶祐	42
28	松田 豊治	43
29	海老原 覚	44
30	藤原 力	44
31	松江 仁美	45
32	真野 文恵	45
33	御宿 哲也	45
34	小川 恵司	46
35	杉田 禎浩	46
36	田中 宏	46
37	谷村 正人	46
38	戸塚 晃	46
39	中村 勉	46
40	阿部 泰典	47
41	尾崎 毅	47
42	木内 秀行	47
43	鈴木 正勇	47
44	岩知道真吾	48
45	鴨志田哲也	48
46	岩田 修	49
47	金澤 賢一	49
48	佐藤 智香	49
49	葭葉 裕子	49
50	野田 幸裕	51

このような中で、司法演習は、講師の方々の尊い犠牲的精神と後輩に対する愛情、後進を養成するというプロフェッショナルとしての使命感に支えられて、ようやく成立しているといえます。

そこで、中央大学法曹会においては、継続的に大学当局と折衝して待遇改善を図ることも、制度の存続のため必要であると考えられます。

以上

大学問題委員会報告書

大学問題委員会委員長

荻原 静夫

一、当委員会の平成一三・一四年度の活動方針

当委員会は、法曹会幹事長の諮問により、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申することを目的としているが、平成一三年度、一四年度は前年度に引き続き中央大学における法科大学院設立に当って法曹会が果たすべき役割について検討することを活動方針と定め、以下の通り委員会を開催した。

平成一三年度は、平成一三年七月二六日、九月一三日、一〇月二五日、十一月二〇日、平成一四年一月三〇日、三月一日、三月二三日、四月二四日、五月一〇日の九回にわたり、平成一四年度は、平成一四年六月一日、七月二二日、九月四日、一〇月一八日、十一月七日、十一月三〇日、平成一五年一月二三日の七回にわたり合計一六回。

当委員会は、活動を開始するに当って法科大学院の修業年数、入学者選抜、教育内容及び教育方法、教員組織、法学部の充実等について大学側と協議を進める必要があり、カリキュラムの編成は大学マターの問題ではあるが実務科目については実務家の意見を述べる必要もあり、実務家教員の派遣については法曹会が最も協力できる事項であり、実務家教員の派遣体制・その養成方法等も検討すべき事項であることを確認し、この方針で活動を始めた。

二、活動内容

(1) 当委員会では、理事の立場にあった松家里明幹事長から大学側の情報を得、奈良道博事務局長から中央教育審議会大学分科会法科大学院部会、司法制度改革推進本部、日弁連などの各機関の審議状況の情報を得ながら、法科大学院の入学定員、授業料、カリキュラム編成、実務家教員の派遣体制、派遣に当たっての待遇、施設設備、法科大学院設立に向けての大学側の学生に対するアピール・情報提供の必要性等について様々な意見交換を行った。

(2) 次に、法曹会が意見を具申するにしても法曹会に対する大学側の意向を確認する必要があるもので、中央大学法科大学院設立準備室の室長を始めとする構成メンバーが確定した後に懇談会を開催することになった。

その結果、平成一四年三月二三日、法科大学院設立準備室長小島武司教授と法曹会との法科大学院設立に関する懇談会を実施した。同室長から①中央大学の法科大学院の定員は一学年三〇〇名程

度（本学に限定しない。） ②入学選抜試験については検討中 ③施設は市ヶ谷キャンパスを基本と考えている ④教員は六〇名程度（本学に限定しない。） ⑤カリキュラムや使用教材は検討中であるが、実務家の皆様に教材作成のための資料提供等の協力をお願いしたいと考えている、といったお話をお聞きすることができた。

(3) 小島室長との懇談会後の委員会において、同懇談会の懇談内容を前提として意見交換を行ったが、この意見交換において次のような問題点のあることが指摘された。即ち、①1学年300人体制を予定しているというのがその実現可能性について ②教員について院生15人に1人で60人の教員を予定しているとのことであるが、その教員確保の具体的施策について ③市ヶ谷キャンパスを法科大学院の施設予定場所に行っているが、三学年九〇〇人の院生の収容可能性について ④大学側は学生に向けて法科大学院設立をアピールし、その情報提供をする必要性について、などである。

そこで、法曹会から大学に対し、平成一四年六月一〇日、法科大学院開設の準備状況と具体的施策の開示を求める内容の要望書を提出した。

(4) 平成一四年七月一八日の常任幹事会・幹事会の際、大村雅彦準備室副室長に講演して頂いた。講演の内容は、同準備室において検討しているカリキュラム及び教育方針、定員、教員数、設備、入学試験、成績評価等といったものであった。

その後、大学側から実務家教員の推薦に関する事項の話が進展しなかったため、改めて実務家教員に求められる教育科目、コマ数、拘束時間、年齢及び待遇等について速やかに確定し開示してい

ただきたい旨の要望書を提出することを検討した。また、大学から実務家教員の推薦依頼があった場合どのような推薦基準、推薦方法で推薦するかということについても協議した。

- (5) 平成一四年一〇月中旬に至り、法科大学院開設準備室から松家幹事長宛に同準備室と法曹会との懇談会を実施したいとの申し出があった。その結果、一月七日午後六時から中央大学市ヶ谷キャンパスにおいて懇談会を実施した。

懇談会のテーマは「法科大学院における実務基礎教育と実務家教員人事に関する意見交換について」というものであった。席上、小島室長から上記テーマに関し同準備室において検討している内容の説明がなされた。説明の概要は次の通りである。

カリキュラムとしては、①法律基本科目郡 ②実務基礎科目郡 ③基礎法学・隣接科目郡 ④展開・先端科目郡になるが、実務家教員が参加するカリキュラムは主として実務基礎教育の分野になる。

実務基礎教育の内容は、①リーガル・クリニック（法律相談クリニック、訴訟クリニック）②ローヤリング ③法律文書作成 ④模擬裁判等 ⑤エクスターンシップというものを予定している。実務家教員の人数は、特任教授が一、二名、特任講師が五、六名（特任講師として一、二名は裁判所、検察庁から用意されるという方向である）である。

実務家教員の拘束時間、年齢、待遇などについても説明があった。

- (6) 法曹会としては、上記のような説明を聞いた上、準備室と意見交換を重ね実務家教員の推薦をし

た。更に、全国の会員に対し事務所としてエクスターンシップに協力していただけるかどうか意向を伺うための調査をしたところ、1ヶ月余りの間に多数の会員から協力するとの回答をいただいた。全国の会員は母校中央大学の法科大学院の設立に対し積極的に支持支援する意向が伺われた。

三、終わりに

中央大学法科大学院は、その伝統と特徴を活かした高レベルの法曹養成機関を目指しており、そのためには法科大学院のカリキュラムを含め実務に即した教育・指導体制が必要である。多数の実務家を擁する法曹会は、今後とも大学側と緊密に意見交換をしつつ協力をしていく必要がある。

以上

会則検討委員会活動報告

会則検討委員会委員長

青山正喜

一 当委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とし、本年度は私を含む一〇名の委員で構成されている。

二 本会の会則改正、規則等制定作業は、前年度までの委員会の尽力により事務局制度の改革、本会の支部・分会に関する会則改正、規則制定等重要案件が解決しているが、当期は平成一四年度に執行部から左記の件に関する諮問があり、当委員会は平成一五年三月四日付で、各答申した。なお、各規則（案）は、本誌規則欄に各々規則（案）として掲載されているので、参照願いたい。

1 機構改革実行特別委員会規則制定の件

同委員会は、平成九年に発足し、今日まで精力的な活動を継続しているが、発足時に同委員会規則が制定されているにもかかわらず、その後明文の規則が、存在しないまま推移している。よって、

同委員会規則を確認するとともに、同委員会の現在の活動内容に添った内容とするために諮問されたものであり、当委員会はその趣旨に添って規則案を答申した。

2 慶弔規程制定の件

本会は、創立後五〇年を経過し、全国に多くの会員を擁しながら、叙勲・栄進会員の祝賀並びに死亡会員の弔慰に関する規程がこれまでなく、歴代の執行部はその対応に苦慮してきた。よって、幹事長より、慶弔に係る規程の制定につき諮問があった。よって、当委員会は、その実情及び今後の運用に関し、執行部から意見を聴いたうえで、同規程案を策定し、答申した。

3 テミスの会運営委員会（仮称）規則制定の件

中央大学テミスを育む会（司法試験受験生を支援する会）は、本会を中心とする有志により、中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援することを目的に、平成一〇年五月発足し、以後中央大学法職講座運営委員会等と協力しながら、同委員会主催の択一答案練習会における成績優秀者の表彰、講演会の共催等の活動を行ってきた。しかるところ、同会の運営は事実上本会が実施してきたこと、新たに設立される法科大学院制度のもとで今後新たな支援態勢に取り組む必要があること等の理由から、現執行部において同会を改組し本会内の委員会として機動的に活動する方針を決定し、平成一四年一月二八日開催の常任幹事会・幹事会においてその承認を得た。よって同経過に基づき委員会規則の制定を当委員会に諮問したものである。

当委員会は、右趣旨につき執行部から説明を受けるとともに、従前の同会規則等を検討した結果、右趣旨に添って委員会規則案を答申した。

広報委員会活動報告

広報委員会委員長

坂 卷 國 男

一、中央大学法曹会には、中央大学法曹会広報委員会規則があり、本委員会の目的は、中大法曹会の会報、ニュース等を編集、発行する等し、中大法曹会の広報活動を行うこととされている。委員は一五名以内であり、任期はいづれも二年である。本委員会には委員長一名と若干名の副委員長をおくこととされている。

二、平成一三年、一四年度の第一回の委員会において、年度内の活動方針として、

(1) 先ず、会報「中大法曹」の発行の件を審議し、従来通り発刊することとし、平成一五年五月開催予定の中大法曹会定時総会の時に配付できるよう準備することとし、編集方針等については、当時進行していた「中大法曹五〇周年記念誌」の内容等を見た上で決定することとした。ただ、その時点で考えられるメインテーマとしては、(イ)、法科大学院問題、(ロ)、法学部問題、(ハ)、炎の塔の問題、

(二) 中大法曹最近の一〇年回顧問題等があげられたが、最終的な詰めは後日決定することとなった。

(2) 次に、「中大法曹ニュース」発行の件が審議され、前記会報「中大法曹」は二年ごとに発行されることもあり、昨今の司法制度改革の急激な進捗状況等を鑑み、早急に対応する問題が生じることにも充分に考えられるとの理由から、適宜、「中大法曹ニュース」を発行することとし、第一回の委員会開催時点では、近々に「中大法曹ニュース」第四号を発行することとし、記事、内容は、新旧幹事長の就、退任の挨拶、中大一二五周年行事募金企画の近況報告、中大法曹五〇周年記念行事の報告、今年度の予定行事報告などとし、平成一三年一二月四日開催の中大法曹常任幹事会、幹事会で配布できるよう準備することとした。

(3) 第三に、中大法曹「会員名簿」発行の件につき審議し、直近の会員名簿の発行が平成七年度であったことから、その後の会員の移動が大幅にあったことが考えられ、更には、中大法曹会が従前は東京中心であったのが、中央大学法曹会会則の改正により全国規模に拡大されたことから会員名簿を整備すべきであるとし、ただ、会員名簿の発行を本委員会に取り扱うべきか、それとも、別途、会員名簿編纂委員会（仮称）を設けて同委員会に取り扱うべきかが議論となったが、いづれにしても、「会員名簿」を発行する方向で詰めをすることになった。

(4) 第四に、その他、本委員会で検討すべき事項が出た場合は、適宜、協議することとし、平成一三年、一四年度の事業計画を決定した。

三、前記年度内行事計画に基づき、

(1) 会報「中大法曹」の発行の件については、第二回以降検討し、第五回委員会で、会報「中大法曹」のメインテーマは法科大学院問題と決定し、第九回委員会において、執筆予定者として、大学関係で濱田惟道中央大学常任理事、小島武司法科大学院開設準備室長、永井和之中央大学法学部長、椎橋隆幸大学院法学研究科委員長、又、弁護士会関係として奈良道博弁護士、丹羽健介弁護士、矢部耕三弁護士を予定し、サブテーマとして「炎の塔」を掲載することとし、その執筆予定者として経理経済研究所、法職講座運営委員会、学研連の各関係者に執筆依頼することとし、その他、中大法曹の活動歴に関する記事、中大法曹の司法界における活躍の足跡、中大法曹の支部活動の記事、その他、恒常的な記事を掲載することとし、その後、時機的な変化にあわせて内容等を委員会で微調整しながら具体的詰めを行い、会報「中大法曹」二〇号の編集、発行にあたった。

(2) 次に、「中大法曹ニュース」の発行の件については、第二回委員会において、メインテーマを法科大学院問題とし、第三回委員会において、執筆予定者として小島武司法科大学院開設準備室長、濱田惟道中央大学常任理事、永井和之中央大学法学部長、三和一博法職講座運営委員長、椎橋隆幸法学研究科委員長に依頼することとし、第五回委員会において、今回発行する「中大法曹ニュース」四号の紙面上に、平成一四年四月一三日市ヶ谷キャンパスで開催予定の日本比較法研究所第四回シンポジウムの開催を告知することとし、「中大法曹ニュース」第四号を編集、発行し、平成一四年三月二八日開催の中大法曹会常任幹事会、幹事会で配布した。

(3) 次に、中大法曹「会員名簿」発行の件については、第二回委員会で、発行する方向で検討することとし、掲載範囲は弁護士、判・検事、公証人とし、掲載形式は氏名、期、所属会、事務所電話、FAX、配属庁、自宅電話程度とし、第三回委員会において、所管は当委員会が行うと決定し、具体的には印刷会社と打ち合わせしながら手続を進行することとし、第五回委員会において、その体裁などを検討し、その後も、鋭意、掲載者の確定等の作業を行ったが、本年度は名簿の発行まで至らなかったが、「会員名簿」は、前記の通り、平成七年度版が最新版ということもあり、早期に新しい「会員名簿」を発行する必要がある。

(4) その他、広報委員会の目的である広報活動として、平成一四年三月二三日、三和教授退任慰労会が開催され、主催は中大法曹、学研連等であり、又、中大創立二五周年募金活動が実施中であり、又、法科大学院への実務家教員の派遣等の協力体制、あるいは、平成一四年三月二三日開催のロースクール懇談会への出席、「炎の塔」の竣工、利用開始、中央大学の司法試験合格者の祝賀等々、中大法曹会あるいは中央大学に関する様々な情報を広く広報する必要がある、しかも、かかる広報は時期を失せず、広報していく必要性があり、平成一三年、一四年度も、できる範囲でその広報に努めたが、今後も、精力的に広報活動を行うべきである。

四、平成一三年、一四年度の委員会開催は第一回が平成一三年一〇月一二日であり、その後、平成一五年三月二七日までの間、前後一六回委員会を開催したが、委員長坂巻國男が平成一四年度の東京弁護士会副会長に就任したため、委員長席はそのままとし、委員長は東弁会務に支障をきたさない範囲内

で極力当委員会に出席することとし、委員長代行者として委員長代行をおくこととし、瀬川徹先生を委員長代行に、福吉實先生および土井隆先生を副委員長に選任し、各広報委員の先生方のご協力および中大法曹執行部の先生方のご協力を得て、平成一三年、一四年度の二年間、活動を行ってきたが、急激な司法制度改革の進行状況あるいは一二五周年を迎える中央大学の現況、あるいは、大学の総長問題等人事関係、その他、諸々の重要案件が急激な速さで進展する昨今においては、よりの確な時期に、よりの確な情報を広く広報するという責務は、尚一層重要であると考えるので、次年度以降の広報委員会の益々の活動を祈ってやまない。

機構改革実行特別委員会活動報告書

機構改革実行特別委員会委員長

山 本 隆 幸

1 中央大学法曹会機構改革実行特別委員会（以下「本委員会」という。）は、平成九年度、一〇年度の田宮甫幹事長在任中に設けられた特別委員会であります。

同田宮幹事長は、中央大学法曹会（以下「本会」ともいう。）を全国規模の組織に拡大し、本会が司法試験合格者の増大等母校中央大学発展のための企画事業にも積極的に参画、協力することを提唱され、その実現のために、特別委員会として本委員会が設けられたのであります。そして、初代委員長村山芳朗弁護士のもと、全国に分会設立の要請をして、その準備行為がなされました。

2 前記田宮幹事長後任の猪俣喜蔵前幹事長（平成一一年、一二年度）は、田宮執行部の提唱した本会組織の全国展開の路線を継承し、第二代委員長に大高満範弁護士が就任され、第一次行動計画として、

全国八高等裁判所管内にそれぞれ本会の分会を立ち上げることを計画し、その実行にあたられました。その結果、平成一二年までに札幌、四国、名古屋、大阪の各分会が設立されました。

3 なお、これらの各分会は、平成一二年度定時総会における会則改正及び支部規程の新設によって、八高等裁判所管内（東京を除く関東・関西〈近畿〉・中部・中国・四国・九州・東北・北海道）の分会は、中央大学法曹会〇〇支部と呼称し、同高裁管内の各地方裁判所管内毎の分会を、同支部の分会と呼称することになりました。

4 さて、平成一三年度から、松家里明幹事長のもと、本委員会の第三代委員長として山本隆幸弁護士が就任し、引き続き、従前の本会の「全国組織化」の路線を継承して活動して参りました。

(1) 福岡支部の創立

平成一三年七月二七日、福岡山の上ホテルにおいて、中央大学法曹会福岡支部創立総会が開催され、中央大学理事長阿部三郎弁護士のほか、本会から、松家里明幹事長が出席されました。福岡支部役員として、次の諸先生方が選出されました。

支部長

湯川 久子 弁護士

副支部長

加藤 達夫 弁護士

坂本 安正 公証人

連絡担当幹事

堺 紀文 弁護士

島内 正人 弁護士

吉田 保徳 弁護士

幹事

伊達 健太郎 弁護士

岡崎 信介 弁護士

野田部 哲也 弁護士

角南 雅徳 弁護士

監事

出雲 敏夫 弁護士

市丸 信敏 弁護士

なお、福岡支部は、福岡のほか北九州、久留米、飯塚の学員で構成されております。

- (2) 仙台と広島につきましても、支部設立の実現をはかるべく、目下働きかけを行なっているところ
であります。

5 地方裁判所管内の分会設立について

- (1) 平成一三年度から、特に東京に近い、横浜、千葉、さいたまの各地方裁判所管内毎の分会設立について、現在までその準備が進展していないことの原因等について検討し、当面は、分会設立までの経過的措施として、その分会が設立されるまでの間本会に加入していただいて、組織拡大の実現

を図ることを企画し、上記三地方裁判所管内の学員有志に呼びかけを行いました。その結果、

① 横浜では、平成一四年七月三日午後七時から、横浜瀬里奈本館において、横浜弁護士会の現会長、元会長、副会長経験者を多く含む有志による横浜分会設立準備会が開催され、目下その設立準備中であります。

なお、同準備会には、山本委員長、大高委員長代行が出席して大いに意見交換を行いました。

② 千葉、さいたまについては、口頭又は文書により、分会設立か東京本会への加入かのいずれかにしていただくべく連絡して、準備を進めているところであります。

(2) 北陸三県(福井、富山、石川〈金沢〉)については、この三県をまとめて一つにした分会を設立していただくべく準備を進めておりましたところ、平成一五年三月二九日午後六時より、金沢全日空ホテル四階雲雀の間において、創立総会が開催され、松家幹事長、山本隆幸委員長、大高満範委員長代行が出席しました。

6 全国支部総会への出席による組織強化

高等裁判所管内の支部として、札幌支部(平成一二年二月創立)、四国支部(同一二年四月創立)、名古屋支部(同年五月創立)、大阪支部(同一三年二月創立)、福岡支部(同一三年七月創立)が設立され、既に二年以上経過したところもあります。

そこで、本委員会は、既に立ち上げられた全国の支部と本会との関連を密にすることの重要性を自

覚し、各支部に対して、支部総会に本会幹事長らが出席し、中央大学の活動状況、特に二〇〇四年開校のロースクールの推進情報、司法試験等国家試験合格者増大のための多摩学生研究棟「炎の塔」の建設をはじめとする、中央大学一二五周年記念事業の進捗状況などのホットなニュースを報告したい旨、挨拶文を送付させていただきました。

その結果、平成一四年六月一四日の大阪支部総会、七月一九日の福岡支部総会に本会役員の出席が依頼され、松家幹事長と共に、山本隆幸委員長、大高満範委員長代行が出席しました。

(1) 大阪支部総会は、六月一四日午後六時三〇分から、帝国ホテル大阪二二階パイレーズの間で開催され、杉島貞次郎支部長（元大阪高等検察庁検事長・現弁護士）をはじめとする支部会員らの歓迎を受け、また、大阪支部総会当日は、ワールドカップ日本代表がチュニジアを二対〇で下し、決勝トーナメントへの進出を決めた記念すべき日でもありましたので、支部総会の会場も大いに盛り上がりました。

(2) 一昨年七月二七日創立総会が行なわれた設立一年目の福岡支部は、本年度の総会を、平成一四年七月一九日午後六時三〇分から、創立総会同様、福岡山の上ホテルで開催されました。

当日は、湯川久子支部長をはじめとする支部会員と意見交換を行ない、本会の組織拡大のため、親睦の成果を大いに上げることができました。

7 当委員会規則について

当委員会の規則は、現実的で実効性のあるものが良いとの意見が出されたので、山本委員長において、試案を作成して、松家幹事長から会則検討委員会に諮問していただき、平成一四年度の第四回幹事会の承認を得て制定される予定と伺っております。

以上が平成一三年、同一四年度の今日までの活動報告ですが、本会会員の皆様には、本委員会設置の趣旨をご理解のうえ、今後とも母校の一層の発展のため、本会が一日も早く全国規模に組織強化されるよう、ご協力をお願いする次第であります。

募金実行委員会活動報告

募金実行委員会事務局長

大 高 満 範

一 中央大学創立一二五周年記念募金活動

平成二二年母校中央大学は創立一二五周年を迎えます。記念事業展開のために平成一三年一〇月から学員に呼びかけて募金活動を開始しています。阿部三郎理事長は、二一世紀の母校を「世界の中で存在感のある大学」として発展させることを目指して、五つの目標を掲げ、大学間競争に打ち勝つための方策を実行に移されています。キャンパス整備もその一つであります。昨年七月国家試験に挑戦する学生達の多摩学生研究棟「炎の塔」が竣工しました。また法科大学院の準備も、来年六月の設置申請に向かって着実に進められています。「炎の塔」と法科大学院の開設により、新司法試験の合格者数及び法曹人の実務能力を高めることを目指しています。このためには、母校の一二五周年記念事業の成功が必須で

あり、百億円の募金額の達成は必要不可欠であります。われわれ中央大学法曹会（以下中大法曹会という。）は学員支部として、母校のため、松家里明幹事長のもと、募金活動を熱心に始め、漸く体制も整いました。

二 中大法曹会募金企画委員会の活動

松家幹事長は平成一三年五月就任早々に、募金活動展開のための体制の骨組を企画する委員会（募金企画委員会）を設置しました。委員長に大高満範、副委員長に御園賢治（東弁）、飯田数美（一弁）、岩瀬外嗣雄（二弁）が選任されました。

同年八月八日・二四日、九月四日・二一日、一〇月四日・一七日・三〇日と七回にわたり集中して募金活動の企画につき審議しました。企画案は、①募金参加への趣意書（大学側パンフレットに挟み込む）②配布対象（法学部出身者全員に拡大）③目標額④募金基準の一覧表⑤自動振替支払方法⑥高額寄付者の顕彰方法⑦募金実行委員会規則⑧正副委員長の選任⑨期別世話人候補の選任⑩事務局員の選任等を企画委員会案として幹事長に直ちに答申しました。

三 中大法曹会募金実行委員会の設立

平成一三年十二月四日の中大法曹会忘年総会において、前記募金企画委員会を解散して、中大法曹会募金実行委員会の設立が承認されました。そして次の通り、正副委員長人事が、募金企画委員会の諮問

案通り承認されました。

委員長 瀧澤國雄（東弁）

副委員長 野宮利雄（二弁）

同 佐伯 弘（東弁）

同 榊原卓郎（東弁）

同 山崎源三（一弁）

その後、瀧澤委員長辞任により、後任に東弁の安原正之が第三回委員会（平成一四年七月二三日）で選任されました。また、野宮副委員長も辞任され、後任に中津靖夫（二弁）が第四回委員会（平成一四年九月二十日）で選任されました。

四 中法曹会募金実行委員会の開催と活動

1 委員会の開催

（1）平成一四年四月二五日 （2）同六月七日 （3）同七月二三日 （4）同九月二〇日

（5）同一月一五日 （6）平成一五年一月一五日 （7）同四月一五日

2 活動

（1）募金企画委員会作成の寄付申込書に挟み込む『『炎の塔』建設にご寄付を―（法曹会からのご挨拶）』

撈」という文章は、学術研究団体連合会との連名で発送され、委員会は事後ではありませんが、これを承認しました。そして、呼びかけの対象も中大法曹会の法曹人のみならず、法学部出身の学員全員に拡大することになりました。

(2) 寄付の目標額

① 目標額は、「炎の塔」建設に関連して建設費等総額金一七億円のうち、金一一億円と設定しました。公認会計士の学員会支部が金一億五千万円の寄付を集める予定でありますので、残り金九億五千万円に、故岡田錫淵先生から法曹養成のためとして頂戴している寄付金二億七五〇〇万円を充当して、残金六億七五〇〇万円が寄付額の目標額であります。

② ロースクール創設について、金五億円を目標として①に加算して寄付を集めることになります。いずれにしても、第一次的には「炎の塔」建設の寄付をお願いし、目標額を超えた場合にロースクール創設の寄付とすることを申し合わせました。

(3) 「炎の塔」に関する募金基準

別紙の一覧表の通り、一応の目安として作成したものであり、拘束するものではありません。

(4) 募金実行委員会規則の制定

正副委員長、期別責任者、事務局員の任期は三年とすることとし、本委員会は、募金の目的を達成する予定の平成二四年三月末を以って解散することとなります。本規則は資料として添付致します。

(5) 期別世話人の選任

本委員会としては、募金目標額を達するという優れて実践的な委員会であるので、研修所の期別の世話人を選任して同期の学員に呼びかけて頂くことにしました。特に二弁は選任しないで、独自的方式で募金活動をするようになりました。

東弁、一弁の期別世話人には、松家幹事長名で委嘱状を送付しました。

期別世話人の選任前に（平成一四年九月一三日）、東弁、一弁、二弁それぞれのブロック会議を開催して、募金活動の在り方、特に期別に分かれての募金活動について協議しました。今後もブロック会議を定期的に開催して、募金目標の達成率を点検することとなりました。

(6) 高額寄付者の顕彰

寄付者の顕彰については、「炎の塔」の建設に一〇〇万円以上の寄付申込みをされた方を対象に、「炎の塔」の正面広場の山側（西側）土留壁面の黒御影石に、「炎の塔」由来を刻字し、これに続いて寄付者の名前を刻字する方法により顕彰されます。「『炎の塔』由来」は阿部三郎理事長の提案によるものであります。その由来を、末尾に資料2とし添付させて頂きます。

(7) 寄付の期間と分割払い

募金活動は学員の母校愛に訴え、広く浅く寄付をお願いすることとして、一口五万円以上の寄付金を要請することになりました。特に五〇期以降の学員には、少なくとも最低一口五万円の寄付をお願いすることとなりました。募金活動の期間は平成二三年九月三〇日までとなっています。寄付

については、申込まれた金額を年一回又は二回、そして一〇年間に分割して納付する方法を受け入れることとなっています。

(8) 地方支部の募金活動について

大阪支部(杉島貞次郎支部長)、福岡支部(湯川久子支部長)などで積極的に募金活動に取り組んでいる報告を受けています。札幌(能登要支部長)・名古屋(兵藤俊一支部長)・四国(小早川輝雄支部長)の各支部も、大阪・福岡支部と同様に母校のために募金活動を展開されるように期待するところであります。

(9) 最後に寄付に関してご不明な点がありましたら、左記へ照会下さることをお願い致します。

① 中央大学創立一二五周年プロジェクト推進本部事務局

多摩事務局 〇四二六―七四―二四三六

② 中大法曹会募金実行委員会事務局(大高満範法律事務所内)

〇三一三四六二―五三四五

(文中敬称略)

中大創立125周年記念プロジェクト

「炎の塔」に関する募金基準一覧表

(中央大学法曹会支部関係)

	寄付金の額	中央大学関係	中央大学 学生会関係	弁護士会関係	中央大学 法曹会関係	学研連関係及び それに準ずる団体
1	500万円以上	1、理事長 2、同上の経験者 3、評議員会議長 4、同上の経験者	1、会長 2、同上の経験者	1、日弁連会長 2、同上の経験者		
2	300万円以上	1、理事・監事 2、同上の経験者 3、評議員会副議長 4、同上の経験者	1、副会長 2、同上の経験者	1、単位会会長 2、同上の経験者 3、関弁連理事長 4、同上の経験者 5、法律扶助協会会長 6、同上の経験者	1、幹事長 2、同上の経験者	
3	200万円以上			1、日弁連事務総長 2、同上の経験者 3、常議員会議長 4、同上の経験者		1、学研連委員長 2、同上の経験者 3、所属団体支部長 4、同上の経験者
4	100万円以上	1、評議員 2、同上の経験者	1、常任幹事 2、同上の経験者 3、支部長 4、同上の経験者	1、単位会副会長 2、同上の経験者 3、日弁連事務次長 4、同上の経験者 5、関弁連副理事長 6、同上の経験者 7、司法研修所教官 8、同上の経験者 9、日弁連理事 10、同上の経験者 11、日弁連監事 12、同上の経験者 13、法律扶助協会 東京都支部長	1、副幹事長 2、同上の経験者	1、所属団体理事長 2、同上の経験者
5	50万円以上	1、商議員	1、協議員 2、同上の経験者	1、単位会監事 2、同上の経験者	1、事務局長 2、同上の経験者	1、学研連事務局 長 2、同上の経験者
6	5万円以上					

《注記》 1. 重複資格の場合は、上位の資格を基準として下さい。
2. 上記一覧表は一応の目安であり拘束するものではありません。

〔資料1〕 中央大学法曹会募金実行委員会規則

第一条 正・副委員長は任期三年とする。

第二条 委員長は事務局を設置することができる。

事務局員の任期は三年とする。

第三条 期別責任者は三年毎に見直すものとする。

第四条 委員長は、少なくとも三ヶ月に一回委員会を招集する。

委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第五条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進をはからなければならない。

右会合の結果、募金の推進の結果について事務局長に少なくとも二ヶ月に一度文書を以て報告しなければならない。

第六条 委員会 は平成二四年三月末を以て解散する。

〔資料2〕 『炎の塔』由来

この研究棟は、本学創立一二五周年記念事業の一環であり、本学指定の国家試験受験を志す学生のための勉学の場として、弁護士岡田錫淵氏のご芳志を定礎基金とし、全国学員の協力により、建設されたものである。

学生諸君が、この棟に結集し、難関の国家試験の克服に向け、不動の決意のもと、炎のように燃える情熱をこめて当たられるよう、これをもって「炎の塔」と称することとした。この棟の建設のための高額寄付者に対し、心から感謝し、その名を銘板に刻し、もって特別に顕彰するものである。